

国立大学法人京都大学経営協議会規程

(平成十六年達示第三号)

(趣旨)

第一条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成十六年達示第一号)第七条第二項の規定に基づき、国立大学法人京都大学の経営協議会(以下「経営協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第二条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 総長

二 総長が指名する理事

三 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)の職員のうちから総長が指名するもの

四 法人の役員又は職員以外の者のうちから総長が任命するもの

2 前項第四号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一とし、その数は、十二名を標準とする。

3 第一項第二号から第四号までの委員の指名又は任命に当たっては、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くものとする。

4 第一項第三号及び第四号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第三条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 法人の経営に関する中期目標についての意見(国立大学法人京都大学が国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に係る事項

二 法人の経営に関する中期計画及び年度計画に係る事項

三 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の法人の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 法人の組織編成の方針(経営に関する部分に限る。)に関する事項

五 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

六 組織及び運営の状況について法人が行う点検及び評価に関する事項

七 その他法人の経営に関する重要事項

(議長)

第四条 経営協議会に議長を置き、総長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、第二条第一項第二号の委員のうちからあらかじめ議長が指名するものが、その職務を代行する。

(招集)

第五条 経営協議会は、総長が招集する。

2 総長は、委員総数の五分の一以上共同して書面により要求があったときは、経営協議会を招集しなければならない。

(開会)

第六条 経営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

第七条 経営協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、総長又は二名以上の委員が議題の表決に関し三分の二の多数決によることを提議し、出席委員の過半数の賛成があるときは、表決は出席委員の三分の二の多数決によることができる。

(議案)

第八条 議案は、総長から経営協議会に附議する。

2 経営協議会において審議される議題は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の十日前に委員に通知しなければならない。

(特別委員会)

第九条 経営協議会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第十条 議長が必要と認めたときは、経営協議会の了承を得て、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第十一条 経営協議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

第十二条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の議事の運営その他必要な事項は、経営協議会が定める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。